

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年12月から10年2月までの国民年金保険料については、重複して追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年2月まで

私は平成6年4月に大学に入学し、20歳になった7年*月からの国民年金保険料について免除申請をした。

申立期間である平成9年4月から10年2月までの国民年金保険料約15万円は、父が10年4月にA銀行B支店で追納したと聞いている。

平成19年12月に、父がC社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、9年4月から10年2月までが免除期間のままになっていた。追納保険料を納付できるのは10年を経過していない9年12月から10年2月までの期間と言われ、その3か月分は父がその場で納付した。

平成9年4月から10年2月までの追納保険料は、父が10年4月に納付しており、9年12月から10年2月までの保険料は重複して納付したもので、申立期間が申請免除のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間中の保険料を父と分担してすべて納付しており、大学在籍中の保険料免除期間を追納するなど、申立人及びその父の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人の父はD市役所に追納方法について相談に行き、平成10年4月に申立期間に係る追納保険料を郵送されてきた納付書により金融機関窓口で納付したと陳述しているところ、その内容は詳細かつ合理的である上、D市役所は、「当時、被保険者からの追納相談に応じ、後日C社会保険事務所から、追納納付書を直接送付する取扱いをしていた。」と回答していることから、申

立人の父の主張には信^{びょう}憑性が認められる。

さらに、申立人及びその父は、申立期間の直前である平成8年4月から9年3月までの期間の保険料については申立人自身が、7年8月から8年3月までの期間及び申立期間に係る保険料はその父が追納したと主張しているところ、事実、オンライン記録から、7年8月から9年3月までの期間の保険料は、10年3月及び同年4月に納付されていることが確認できる上、申立人の父が分担して追納したとする保険料総額は10年4月時点において、申立期間の保険料を追納した場合の保険料額とおおむね一致することを考慮すると、この時点で申立人の父が申立期間に係る追納保険料を一括して納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年12月から10年2月までの国民年金保険料を重複して追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、同年8月から10年3月までの国民年金保険料については、重複して追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から10年3月まで

私は20歳になった平成6年4月に大学に入学し、同月から国民年金保険料について免除申請をした。父は、申請免除期間の保険料については、申請当初から大学卒業後に追納する考えであったことから、追納方法についてA市役所の国民年金担当者に相談した。その結果、私は大学院に進学したため平成10年4月以降の保険料も納付しなければならないことが判明したことから、6年度の追納保険料については毎月、7年度から9年度までの追納保険料については一括して納付することとし、父が10年4月に、申立期間である7年4月から10年3月までの保険料約50万円を、まとめてB銀行C支店で追納するとともに、6年4月から7年3月までの追納保険料は、その後毎月納付した。

その後、平成18年8月に追納勧奨状がきて、7年4月から10年3月までの保険料が追納されていないことを知ったが、領収書を見つけることができなかったため、仕方なく10年を経過していない8年8月から10年3月までの追納保険料を父がD労働金庫E支店で納付した。

平成7年4月から10年3月までの追納保険料は10年4月に納付しており、8年8月から10年3月までの保険料は重複して納付したもので、申立期間が申請免除のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付されており、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとするその父の納

付意識は高いものと認められる。

また、申立人の父はA市役所に追納方法について相談に行き、平成10年4月に申立期間に係る追納保険料を郵送されてきた納付書により金融機関窓口で納付したと陳述しているところ、その内容は詳細かつ合理的である上、A市役所は、「当時、被保険者からの追納相談に応じ、後日F社会保険事務所（当時）から、追納納付書を直接送付する取扱いをしていた。」と回答していることから、申立人の父の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の父は、申立人は平成10年4月に大学院に進学し、大学在籍中に免除されていた追納保険料と現年度保険料の双方を負担しなければならなくなったことから、平成6年度の追納保険料を毎月納付することとし、申立期間に係る保険料を10年4月に一括して追納したと主張しているところ、事実、オンライン記録から、6年度分の追納保険料が10年4月から11年3月までの期間に毎月納付されていることが確認できる上、10年4月の時点で追納加算されない8年度分、9年度分及び追納加算の負担が少ない7年度分の追納保険料を一括して納付し、追納加算の負担が大きい6年度分を毎月納付とするなど、その納付方法は合理的であったと考えられる。

加えて、その父が追納したとする保険料総額は、平成10年4月時点において、申立期間の保険料を追納した場合の保険料額とおおむね一致することを考慮すると、この時点で申立人の父が申立期間に係る保険料を一括して追納したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成7年4月から8年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、同年8月から10年3月までの国民年金保険料を重複して追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 41 年 5 月から 42 年 2 月まで
③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から⑤までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金制度が始まったとき、父が A 村役場（現在は、B 市役所 C 支所）において加入手続を行い、A 村在住時は、納付方法は不明であるが父が保険料を納付し、D 市に転居後は、父の亡くなる半年位前までは父が、その後は私が地区の納付組織を通じて保険料を納付してきたと思う。

また、昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月の期間の保険料は、第 3 号被保険者制度で支払いされていると思っていた。

私の国民年金保険料は納めてあるはずなのに申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間であるとともに、各申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間前後の申立人の生活状況にも大きな変化が見られないことを考慮すると、申立人が各申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

2 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、その父が申立人の分と一緒に保険料を納付したとするその姉も、申立期間①及び②は保険料が未納であるなど、その父が申立人の申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、その父が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間⑤について、申立人は第3号被保険者制度で支払いされていたと主張しているが、基礎年金制度の導入による第3号被保険者制度が開始されたのは昭和61年4月からであり、申立人の主張する方法では保険料の納付ができない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の資格喪失欄には昭和57年4月1日と記載されている上、国民年金被保険者台帳及びD市役所作成の国民年金被保険者名簿においても、同日付けで資格喪失した記載が確認できることから、申立期間⑤については納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から50年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私の夫は、昭和42年4月から海産物業を開業したが、厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったため、しばらくして税理会計事務を依頼していた税理士に相談したところ、「今なら、さかのぼって保険料の納付ができるから、国民年金に加入した方が良い。」と勧められ、夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、保険料も夫婦一緒に納付してきた。

夫の納付記録も「ねんきん特別便」では、昭和42年4月から50年3月までの保険料が未納とされていたが、社会保険事務所（当時）で調べたところ記録漏れが判明し、納付済みに記録訂正された。

夫は、夫婦の保険料は、必ず一緒に納付したと言っており、私も一緒に夫が納付してくれたと記憶しているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとするその夫も、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間後の昭和51年4月から60年1月までの期間は、夫婦共に付加保険料を納付するなど、夫婦の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人及びその夫は、当時の自営事業所が厚生年金保険の適用要件を

満たしていなかったため、担当税理士に相談したところ、「今なら、さかのぼって国民年金保険料が納付できる。」と勧められ、国民年金に加入したとして、いるところ、事実、商業登記簿謄本により、申立人の夫は、昭和45年3月に株式会社を設立しているが、オンライン記録では、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、第二回特例納付実施期間内の50年12月ごろに夫婦連番で払い出されたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとするその夫の昭和42年4月から50年3月までの保険料は、申立人夫婦が60年1月に転居したA町役場（現在は、B市C区役所）作成の国民年金被保険者記録（電算）により、保険料の納付が確認できたため、平成21年5月27日付けでオンライン記録が、未納から納付済みに記録訂正されているが、転居以前の居住地であるD市役所の記録では未納のままとなっていることを考慮すると、転居先であるA町役場において国民年金被保険者記録を作成する際、保険料納付を確認できる書類等が存在したものと推認することが妥当であり、夫婦一緒に納付したとの申立内容も不合理ではないことから、納付意識の高い申立人の夫が、申立人の申立期間に係る保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和47年10月から48年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、保険料の納付書が来ればその納付書で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は加入当初の未納期間及び申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、60歳以降も任意加入して加入当初の未納期間の保険料分を納付しているなど、申立人の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から昭和44年10月31日に払い出されたことが確認できることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立期間の前後の保険料は納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から同年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和59年6月から同年8月までの期間は未加入期間であり、納付事実が確認できなかったという回答を受け取った。

申立期間以前のことは前妻が管理していたのでよく分からないが、A町役場（現在は、B市役所）において未納があれば納めなければいけないと思い調べてもらったところ、役場の担当者から間違いなく納めてあると言われたのをよく覚えているので申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切り替えをすべて適切に行っており、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金受付処理簿から申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月ごろ払い出されたことが確認できるとともに、申立人の所持する年金手帳では、申立期間は国民年金の任意加入期間が継続していることが確認でき、申立期間の前後は保険料が納付済みであることを考慮すると、申立期間においても納付書が発行された可能性が否定できない上、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私の国民年金の加入手続と保険料納付については、私の母が、私の将来のために必要であるとして行ってくれた。母は既に亡くなっているが、母からは、私が20歳になった時から納付していたと聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、昭和50年4月からは定額保険料に加え付加保険料も納付しているなど、申立人の母の納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に払い出されたことが確認できることから、納付意識の高い申立人の母が申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点で、過年度納付が可能であった46年10月から48年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入状況及び納付状況が不明であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点においては、申立期間のうち昭和44年7月から46

年9月までの保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶は無いとしているほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、昭和44年7月から46年9月までの保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成11年12月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年11月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として社会保険事務所で厚生年金加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額について、平成11年12月1日から13年9月1日までが20万円、同年10月1日から同年11月1日までが19万円となっていることが分かった。

平成11年1月分から12年12月分の給与明細書では、標準報酬月額34万円相当の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、それ以後の期間についても引き続き月額34万円の給与を支給され、同額相当の厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年12月1日から12年10月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する34万円と記録されていたところ、平成12年8月3日付けで、11年12月1日にさかのぼって随時改定が行われ、標準報酬月額は20万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「平成10年4月から、社会保険料を滞納していた。そのことで、社会保険事務所に相談に行った際、何か白紙の用紙数枚に

印鑑を押印させられた。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成12年8月3日付けで行われた標準報酬月額の特時改定は、事実にあつたものとは考え難く、申立人について11年12月1日にさかのぼつて減額処理を行う合理的な理由があつたとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、11年12月1日から12年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成12年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの標準報酬月額は、12年10月1日の定時決定において、20万円と記録されているところ、当該定時決定に係る事務処理は、上記特時改定の事務処理が行われた同年8月3日の直後の同年8月9日に行われたものであることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、平成12年8月3日付けの特時改定により、11年12月1日にさかのぼつて標準報酬月額が50万円から24万円に減額されている同僚から提出された給与明細書において、13年2月から同年4月までの厚生年金保険料控除額は、当該特時改定前の標準報酬月額50万円に相当する保険料額と同額であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年10月1日までの標準報酬月額の記録については、有効な特時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、12年10月1日の定時決定に係る処理は、有効な処理であつたとは認められないことから、申立人の申立期間のうち、同年10月1日から13年10月1日までの標準報酬月額については、34万円に訂正することが必要である。

- 3 しかしながら、申立期間のうち、平成13年10月1日から同年11月1日までの標準報酬月額については、同年10月1日付けの定時決定により19万円と記録されているところ、オンライン記録において、当該定時決定に係る事務処理は同年8月20日付けで行われていることが確認できることから、当該定時決定が、有効な特時改定とは認められない減額処理（12年8月3日付けの特時改定）に連動してなされたものであるとは認め難い。

また、A社の事業主及び複数の同僚から、「従業員の未払賃金については、B団体の未払賃金の立替払制度を利用した。」との証言が得られたことから、

B団体に照会した結果、同団体から提出された未払賃金の立替払請求書及び確認通知書の記載内容から、申立人が、未払賃金の立替払制度を利用し、平成13年7月から同年11月までの未払賃金を受領していることが確認できる。この場合、当該制度において請求者に立替払される賃金は、各種税金、社会保険料及びその他の控除金を控除する前の金額とされているところ、申立人と同様、当該制度を利用し、未払賃金を受領している複数の同僚はいずれも、「受け取った未払賃金の中から、事業主に社会保険料を渡すようなことはしていない。」と証言している。

さらに、申立人がA社の事業主に対し、厚生年金保険料を支払ったことを示す関連資料は無く、ほかに事業主に対し保険料を支払ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成13年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月10日から37年2月1日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社B出張所に係る年金記録に一部期間相違があることが分かった。

厚生年金保険加入記録では、A社B出張所での資格取得日が昭和37年2月1日となっているが、私は36年1月10日から同事業所に勤務していたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した申立人に係る退職証明書及び人事記録並びに複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社B出張所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と勤務場所、職種及び雇用区分が同じであった同僚3人は、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録があり、このうち2人は、「申立人は私と同じ職種及び同じ勤務区分だったので、厚生年金保険に加入していないのはおかしい。」と証言している。

さらに、上記同僚3人は、いずれもA社B出張所における厚生年金保険の被保険者記録とそれ以前の被保険者記録との間に欠落期間が無い。

加えて、申立期間当時、A社B出張所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚15人を調査したところ、転勤の際に被保険者資格の取得日と喪失日

が1日ずれている同僚1人が確認できたが、申立人のような長期間の未加入期間のある者は確認できない。

また、申立人はA社の人事記録において、昭和26年11月の入社時から37年11月1日まで現場傭員(昭和37年2月1日からはA社B出張所における厚生年金保険被保険者)であったことが確認できる上、同僚の証言から申立期間と厚生年金保険被保険者期間との間で申立人の業務内容や雇用区分等に変更は無いことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和37年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和37年2月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る36年1月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月28日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和48年5月から同年8月までの期間は8万円、同年9月から49年3月までの期間は7万2,000円、同年4月から同年9月までの期間は6万4,000円、57年5月から同年7月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和48年5月から49年9月までの期間及び57年5月から同年7月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月28日から同年5月10日まで
② 昭和48年5月10日から平成13年12月29日まで
③ 平成12年5月1日から同年6月1日まで

年金記録問題が話題となったことから、自分自身の年金記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①について、厚生年金保険加入記録が無い旨の回答を受けた。

当時の給与明細書があるので、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、所持している給与明細書では、一部の期間に健康保険料と厚生年金保険料を合算して控除されている期間があるが、標準報酬月額に疑問があり納得がいかない。

当時の給与明細書があるので、申立期間②の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間③について、平成12年6月分の給与明細書が2枚あり、それぞれ厚生年金保険料が控除されているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持する昭和48年3月分の給与明細書の記載内容から、申立人が同年3月28日からA社に勤務していたことが認められる。

また、昭和48年4月分の給与明細書において、同年3月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書では、健康保険料と厚生年金保険料を合算して控除されていることが確認できるところ、当時の保険料率を基に算定した厚生年金保険料額から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、このうち、申立人が所持する昭和48年6月分から49年10月分及び57年6月分から同年8月分のいずれの給与支払明細書においても、健康保険料と厚生年金保険料を合算して控除されていることが確認でき、当時の保険料率を基に算定した厚生年金保険料額は、オンライン記録上に記録されている申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回っていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、昭和48年5月から49年9月までの期間及

び57年5月から同年7月までの期間の標準報酬月額については、48年5月から同年8月までの期間は8万円、同年9月から49年3月までの期間は7万2,000円、49年4月から同年9月までの期間は6万4,000円、57年5月から同年7月までの期間は15万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額や保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、実際の報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち、昭和48年5月から49年9月までの期間及び57年5月から同年7月までの期間に係る保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和49年10月から57年4月までの期間及び同年8月から平成13年12月までの期間については、上記給与明細書において事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間③について、申立人は、A社の平成12年6月分の給与明細書を2枚所持しており、それぞれ厚生年金保険料が控除されていると申し立てているが、同社の事務担当者は「当時、給与体系の変更が行われ、残業代に当たる調整手当を記載しない誤った給与明細書を、一旦従業員に手渡し、後に訂正した給与明細書を手渡した。」と証言しているところ、事実、申立人から提出された2枚の給与明細書には、その支給額について調整手当以外、同額が記載されていることが確認できることから、うち1枚は、訂正後の給与明細書であることが推認できる。

また、当該給与明細書から事業主が源泉控除していたと確認できる保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額である。

これらを総合的に判断すると、申立期間③に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和37年10月21日、資格喪失日を38年4月16日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月21日から38年4月16日まで

申立事業所時代の友人と出会った際、その友人には申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録があるのに、私には無いことを疑問に思ったことから、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

申立期間において、私はA社B工場で出稼ぎ労働者として勤務していた。同じ時期に同工場で勤務した同僚には当時の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の記録だけが確認できないことに納得できない。再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していたとする同僚一人の証言及び申立人に係る戸籍の記録から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、当該同僚は、申立人の居住地と同じ地域からA社B工場に季節労働者として勤めに行っていたと証言しているところ、当該同僚には申立期間における同工場での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、当該同僚を含む同僚7人は、申立人と同様に冬期間のみの季節労働者であったとしているところ、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認

できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場において申立人とほぼ同年齢で出稼ぎ労働者として申立期間に勤務していた同僚に係るオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年10月から38年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成5年5月7日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年5月7日まで

「ねんきん特別便」を見て、厚生年金保険の加入記録に相違があることが分かった。当該記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成5年4月1日となっている。

しかし、私は、当初平成5年3月31日付けでの退職を申し出たが、有給休暇消化のため、退職日を同年5月6日に変更してもらったことを記憶しているので、申立期間においてもA社に勤務していたはずである。

事実、申立期間に係る給与も支給されており、平成5年4月の厚生年金保険料も給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金加入員記録、A社が保管する人事記録及び申立人が保管する給与明細書から、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係るA社厚生年金基金の資格喪失日は、申立てどおりの平成5年5月7日となっているところ、申立人が保管する厚生年金基金加入員証によれば、事業主は、厚生年金基金に対して行った申立人の資格喪失に係る届出(平成5年4月1日)を取り消し、再度、申立人の申立てどおりの資格喪失に係る届出(平成5年5月7日)を行った形跡が認められる。このことについて、

A社及び同社から社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所は、「申立期間当時、資格喪失届及び資格喪失日訂正の届出は、いずれも複写式の資格喪失届の書式を使用していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成5年5月7日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時) に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年4月分の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、平成4年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月31日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」を受け取ったところ、申立期間の厚生年金加入記録が無いことが分かった。

私は、平成4年8月31日付けで、A社C支店を退職した。

退職前に申立期間に係る平成4年8月分の厚生年金保険料を会社に支払っているはずであるので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年9月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金加入員記録及びB社から提出された退職証明書から、申立人は、A社C支店に平成4年8月31日まで勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入記録によると、申立人のA社C支店における資格喪失日は平成4年9月1日と記録されているところ、B社は、「社会保険事務所(当時)及び厚生年金基金への資格喪失届は、昭和49年2月以降、複写式の様式を使用していた。」と説明しており、申立期間当時、A社C支店においては、複写式の届出様式を使用していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成4年9月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る平成4年7月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和62年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和62年8月及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月1日から平成2年10月1日まで
年金記録問題が話題となっており、私自身の厚生年金受給額に疑問を持っていた。「ねんきん特別便」が送付されてきたのを契機に、厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が相違していることが分かった。

A社B支店における厚生年金保険加入期間について、給与の割に保険料が低く現在の年金受給額は少ないと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和62年8月及び同年9月の標準報酬月額については、オンライン記録では15万円と記録されているところ、申立人が所持する嘱託料支払明細書等により確認できる保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和62年8月及び同年9月の保険料の事業主による納付義

務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの届出及び保険料納付を行ったと回答していることから、事業主は、嘱託料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月及び同年 9 月を除く期間については、申立人の所持する嘱託料支払明細書等から、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はこれよりも低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月20日から同年2月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和46年1月20日にA社C支店から同社B支店に転勤し、申立期間中も同社B支店に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の回答書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年1月20日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和46年2月の標準報酬月額の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立人の資格取得日を誤って昭和46年2月1日として届け出たと認めていることから、事業主は社会保険庁（当時）の記録どおりの資格取得に係る届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料についての納入の告知を行っておらず、

事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間及び同年9月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 昭和58年9月から59年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

父親が私の国民年金の保険料を納めてくれていたようで、申立期間当時、健康保険と年金の納付書が送られて来ていた。何か月分かまとめて納付すると少し安くなると聞いていたので、まとめて納めたとき時もあったように記憶している。また、私はこれまで、同姓同名者の存在で不愉快な思いをしたことがある上、当初の社会保険事務所(当時)の「被保険者記録照会回答票」において、国民年金手帳記号番号が付されているにもかかわらず、基礎年金番号と統合されていなかったため、国民年金の記録が抜けていた。

このようなことが申立期間の納付記録にもあるのではないかと考えられ、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付し、厚生年金保険適用事業所を退職した申立期間②については、自身で国民年金の再加入手続を行い、保険料も納付していたとしているところ、国民年金手帳番号総括払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年1月19日にA市(当時)に払い出されたことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳から、同年1月21日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月ごろ払

い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間①及び②については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料納付を行ったとするその父は、既に亡くなっており加入状況及び納付状況は不明である上、昭和57年3月から59年5月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人から提出された申立期間①及び②当時に申立人が勤務していたとするB農地事務所長及びC労働金庫発行の昭和58年分の給与所得の源泉徴収票によっても、申立期間②の保険料が納付された形跡はうかがえない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和37年4月から40年2月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和37年ごろ、当時A駅に助役として勤務していた夫が、近隣に居住する人から、サラリーマンの妻も国民年金に加入したほうが年金をたくさんもらえるという話を聞いて、私も任意加入することにした。

昭和37年4月ごろ、夫がB市役所C中継所において加入手続を行ってくれ、申立期間の保険料も夫が同中継所において納付していたはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ごろその夫が自身に代わりB市役所C中継所において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿から47年1月29日を資格取得日として、同年2月22日に払い出されたことが確認でき、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとするその夫は、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 31 日から 40 年 3 月 31 日まで
② 昭和 40 年 10 月 31 日から 41 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 42 年 10 月 31 日から 43 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 43 年 10 月 31 日から 44 年 3 月 31 日まで
⑤ 昭和 44 年 10 月 31 日から 45 年 3 月 31 日まで
⑥ 昭和 45 年 10 月 31 日から 46 年 3 月 31 日まで

年金問題が話題となったことから、社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、A社B工場での被保険者期間は昭和38年10月27日から39年3月2日までの期間のみであるという旨の回答を受け取った。

私は冬期間のみの季節労働者としてA社B工場で勤務していたが、勤務したのは一冬のみではなかったはずである。申立期間について再度調査を行い、勤務した期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人は昭和38年10月27日から39年3月2日までの期間、A社B工場で厚生年金保険の加入記録があるところ、当該事業所において、昭和38年11月から39年3月までの期間、39年10月から40年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間、厚生年金保険に加入し、申立人と同様に冬期間のみの季節労働者として勤務したとする同僚は、「A社B工場で申立人とともに勤務した記憶があるのは一冬だけである。」と証言している。

また、申立期間に、A社B工場で厚生年金保険被保険者であった者に照会(各申立期間について、それぞれ8人から14人に照会)したところ、申立人を記

憶している者は確認できない。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録から、申立期間②から⑥までにおいて、申立人はA社B工場において雇用保険被保険者資格を取得していないことが確認できる。

加えて、申立人に係るC厚生年金基金（現在は、C企業年金基金）の記録から、同基金が設立された昭和43年2月1日以降、申立人は同基金の加入員資格を取得していないことが確認できる。

また、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、すべての申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号の欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 26 日から 13 年 12 月 25 日まで
「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに気付いた。
平成 11 年 7 月 26 日にA社を退職したわけではなく、申立期間も同社で勤務したことに間違いは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社の社会保険事務を担当していた事業主の妻は「申立期間当時、申立人に対して、勤務日数が足りないので、厚生年金保険の資格を喪失させます。この後は、非常勤として勤務してもらいますので、ご自分で国民年金と国民健康保険に加入してください、と説明し了解を得ている。」と証言しているところ、申立人の所持する国民健康保険被保険者証から、申立人は事業主から受領した健康保険厚生年金保険資格等取得（喪失）連絡票により国民健康保険の加入手続きを行い、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日である平成 11 年 7 月 26 日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、A社から提出された平成 13 年 1 月分から同年 6 月分までの諸給与支払内訳明細書では、申立人に対して支給された給与から厚生年金保険料が控除された形跡は見当たらないことから、上記期間を含む申立期間内においては、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 20 日から 48 年 10 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、年金記録を確認したところ、自分が昭和 46 年 5 月に設立した A 社に係る厚生年金保険の記録が一部欠落していたので、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の記録は無い旨の回答を受け取ったが、納得がいかない。

従業員は厚生年金保険に昭和 47 年 1 月 20 日に加入していることとなっているのに、社長として勤務していた自分自身の厚生年金保険が未加入となっているのは考えられない。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の閉鎖登記簿謄本及び同社に勤務していた従業員の証言から、申立人は申立期間に代表取締役として、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社の従業員 4 人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、いずれの従業員も昭和 47 年 10 月 1 日に標準報酬月額の時決定が行われていることが確認できることから、申立人及び同社の従業員は、当時、申立人が給与支払を行っていたと証言していることから、事業主であった申立人は、この時点において、自身が厚生年金保険に未加入であることを了知していたものと考えられる。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認

できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 10 日まで
② 昭和 38 年 1 月 10 日から 42 年 10 月 11 日まで

平成 17 年 5 月に老齢基礎年金の受給を行った際、手続きをお願いした郵便局の人に厚生年金保険のことも調べていただいたところ、A工場及びB工場（現在は、C社）の厚生年金保険被保険者期間については、昭和 43 年 3 月 13 日に脱退手当金として支給済みであると言われた。また、「ねんきん特別便」の年金記録のお知らせでも申立期間が脱退手当金の支給済期間になっていた。

私は、脱退手当金をもらった記憶が無いので、調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたB工場において申立人以外に脱退手当金の支給記録が確認できる2名の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がある上、このうち連絡先が把握できた一人の者は、「退職の時に事業主から話があり、説明を受けた上で脱退手当金を受給した。」と証言している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年から23年12月まで

「ねんきん特別便」が届き、記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和18年に挺身隊として呼び出され、23年12月にD地へ行くまでA社C所に勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社C所に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、B社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について不明である。」と回答している上、申立人自身も、以前、申立期間当時の事務担当者（既に死亡）に確認したところ、「あなたは厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との回答であったとしている。

さらに、申立人が名前を記憶している同僚21人のうち、A社C所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名の記載が確認できる同僚は1人のみであることから、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、A社C所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考

え難い。

また、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月から 33 年 6 月まで

「ねんきん特別便」が届いた時は、自分の年金記録について問題ないと回答したが、その後、A事業所の次に勤務したB社に就職する時に書いた履歴書が見つかり、そこには、昭和 32 年 7 月にC市D地区のA事業所に就職し、33 年 6 月に同事業所を退職したことが記載されていた。

A事業所には公共職業安定所を通じて勤め始め、主にE職種として勤務し、E業務の無い時にはF職種の手伝いをしていた。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所(現在は、A社)でE職種として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 33 年 1 月 26 日以降にA事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者の同資格喪失確認通知書を保管しているが、同通知書には、申立人の氏名の記載は無く、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

また、当時の事業主の家族及び同僚が、申立人が勤務する以前にA事業所においてE職種として勤務していたとする従業員は、厚生年金保険の被保険者となっていない上、申立期間以前に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に対する業務内容の照会結果においても、E業務に従事していた者がいなかったことから、当該事業所では、申立期間当時、E職種として採用した者について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月18日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、厚生年金保険の加入記録に欠落があることが分かった。

当該記録では、A社での厚生年金保険加入記録が、平成9年9月1日取得、同年9月14日喪失となっているが、私は同社に同年8月18日から同年9月13日まで勤めていたと記憶している。平成9年9月分の給与明細書から、厚生年金保険料の控除が確認できるにもかかわらず、年金記録が漏れているのは納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成9年9月分の給与明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められるところ、事業主は保険料控除方法について「当月控除である。」と回答していることから、当該厚生年金保険料は申立期間に係る厚生年金保険料ではなく、同年9月の厚生年金保険料であると考えられる。

また、申立人が所持する源泉徴収票に記載された社会保険料控除額と平成9年9月分の給与明細書の社会保険料控除額は一致しており、申立人は、「A社から給与をもらったのは1回だけである。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 27 年 6 月から同年 9 月まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①に勤務したA社は、社長以下5人の会社で、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。

また、申立期間②に勤務したB社は、社員が多く社長以下15人以上の会社で毎月15日の給与から厚生年金保険料を控除されていた。

いずれも給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、その所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記録も確認できない上、申立人は、社長の姓しか記憶していないことから、事業主及び同僚から証言が得られず、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

2 申立期間②について、B社(C市D町又は同市E町)は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができず、その所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記録も確認できない上、申立人は、社長の氏名のみしか記憶していないことから、事業主及び同僚から証言が得られず、申立人の同社における勤務実態及び保険料

控除について確認することができない。

また、商業登記簿において、申立事業所と同名で所在地が異なるB社（C市F町）が確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社は昭和17年10月31日にG社と名称変更した後、19年11月30日に合併により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、合併先と推認できるH社も25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、いずれの事業所も申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、上記のすべての事業所に係る同被保険者名簿において申立人の氏名の記載を確認することができない上、申立人が名前を挙げた社長と推認できる人物についても確認することができず、同人については、オンライン記録により国民年金に加入していた記録が確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた上記の人物の連絡先を確認することができないため証言を得ることができない上、G社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和19年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した5人のうち、4人は、同年12月1日に、1人は20年6月2日にH社において同資格を取得しているところ、このうち、明治生まれを除く3人を調査したものの、いずれも住所等を確認できないことから、証言を得ることができない。

- 3 申立人は、いずれの申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。